

《記入上の注意》

- ◎ この請求書は、出産育児一時金の直接支払制度を利用されていない方のための書類です。
- ◎ 医師・助産師又は市区町村長の証明欄は、どちらか一方の証明で差し支えありません。
また、これらの欄は、給付金の請求を円滑に行うために設けたものです。被保険者（請求者）記入欄（振込指定銀行等含む）についてのみ記入した請求書に、医師又は助産師の証明書あるいは、市区町村長の証明書を添付して提出していただいても結構です。

《添付書類等》

- ・ 医療機関等から交付された「直接支払制度合意文書」（利用しない旨が明記されたもの）の写し
- ・ 分娩費用の内訳が分かる領収・明細書（産科医療補償制度の対象分娩の場合は所定印のあるもの）の写し